

長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画（素案）の概要

ポイント

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)」に基づく県基本計画と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく県基本計画を一体的に策定
- これまでのDV予防対策・被害者支援の取組をベースに関係機関や民間団体等のネットワークを広げ、女性が女性であることにより遭遇しやすい性的被害や予期せぬ妊娠等の女性特有の問題及びDV被害にかかる相談・自立支援、DV予防対策を総合的に推進

支援対象者

①困難な問題を抱える女性 ②DV被害者（性別を問わない）

計画期間

令和7年度～令和12年度（6年間）

基本理念

困難な問題を抱える女性及びDV被害者が安心して自立した生活ができる社会の実現

施策の展開

I 早期に相談につながるための環境づくりの推進

- 1 人権の尊重と暴力を許さない県民意識の醸成(P.16)
- 2 早期に相談できる環境づくり(P.16) **新**

- 警察・医療機関・学校等の関係機関や民間団体等との連携を強化し、アウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援に努める
- 相談支援のきっかけ作りとして、支援対象者が気軽に立ち寄り、支援者等と交流できる居場所の提供の促進を図る

II 相談から自立まで切れ目のない支援の充実

- 3 支援対象者の意思が尊重され、安心して支援が受けられる相談支援体制の整備(P.17)
- 4 緊急かつ安全な保護体制の整備(P.18)
- 5 被害防止・回復のための支援(P.20)
- 6 生活回復のための支援(P.20)
- 7 同伴する子どもへの支援(P.21)
- 8 自立に向けた支援及び自立後のフォローアップの推進(P.22) **新**

- これまでの総合的なDV被害者等支援（長崎モデル）のノウハウを活かし、支援対象者の自立を促進
- 地域移行後に再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、民間団体等との連携を図る

III 関係機関のネットワーク構築と支援調整機能の強化

- 9 支援の中核機関の機能強化(P.22) **※**
- 10 民間団体等との連携体制の充実(P.23) **新**

- 個別ケースの定期的な状況把握や支援対象者の立場に寄り添った支援方針の作成等を行う市町支援調整会議（女性支援版要対協）の設置促進

- 女性支援を行う民間団体等の掘り起こしとネットワーク形成の促進

成果指標

- ①困難な問題を抱える女性への支援やDV予防対策に関する県民認知度 R7年度に調査を実施し目標値を設定
- ②支援調整会議の機能を有する会議体を設置している市町数 現状（R6年度）：0市町 → 目標（R12年度）：全(21)市町
- ③県内の女性支援を行う民間団体の活性化・拡大 R7に実態を調査し、地域の実情も踏まえながら育成・拡大に努める